

シリーズ【中学校部活動の休日の地域移行】



vol.3 地域移行への具体的な取組

「国のガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）では、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域で支えていくという視点で、新たな「地域クラブ活動」の在り方や運営体制、活動内容等について詳しく示してあります。

国のガイドライン・県の指針を受け、大津町の中学校部活動の休日の地域移行を円滑に進めていくうえで次のような取組を進めていきます。

1 「休日の地域クラブ活動の基本方針」策定

中学校における休日の地域クラブ活動の意義、指導方針等を明記した基本方針の策定。（策定済）

2 指導者の確保

中学校部活動の休日の地域移行には、指導者の確保が必須です。生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境、文化芸術に親しむ環境を整備するためには、地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保する必要があります。大津町では、今後人材バンクを立ち上げ、広く指導者を募る予定ですので、是非とも応募のほどよろしくお願ひします。

3 活動場所

町内の学校施設、公共のスポーツ・文化施設などが活動場所として考えられます。その際、地域クラブ活動が使用する場合の使用料をはじめとする負担軽減について十分な配慮が必要となります。

4 適切な会費の設定と保護者の負担軽減

地域クラブ活動における活動費については、現在の学校部活動と同様に受益者負担が原則になると思われませんが、生徒や保護者の理解を得ながら、継続的な活動・運営に必要な範囲で低廉な会費を設定する必要があると思われれます。

5 保険の加入

地域クラブ活動に関わる団体等は、適切な補償内容の保険を選定し、指導者や参加者に対して保険加入を義務付け、適切な補償が受けられるようにする必要があります。

6 児童生徒・保護者への説明

中学校部活動の休日の地域移行を進めていくうえで、その当事者である児童・生徒及び保護者へ地域移行の趣旨、スケジュール等について丁寧に説明することが必要です。今後、学校やPTA、地域等で積極的に地域移行に関する説明会を実施していく予定です。

今回は④「まとめ」です!!

このシリーズへのご意見やご質問はご気軽におたずねください ☎096(293)2146 赤星・井川